



2024年3月27日

各位

会社名 セコム株式会社
代表者名 代表取締役社長 尾関 一郎
(コード番号: 9735 東証プライム市場)
問合せ先 IR部長 余慶 徹
(TEL. 03-5775-8225)

当社及び当社の子会社の従業員に対する譲渡制限付株式としての 自己株式の処分の払込完了及び一部失権に関するお知らせ

当社は、2023年6月27日付「当社及び当社の子会社の従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、2023年6月27日開催の取締役会において、当社及び当社の子会社の一部（以下「対象子会社」といいます。）の執行役員及びその他の従業員（以下「対象従業員」といいます。）を対象に、当社普通株式を譲渡制限付株式として付与する福利厚生制度（以下「本制度」といいます。）を実施するために自己株式の処分を行うことについて決議しておりましたが、当該自己株式の処分に関し、本日払込手続きが完了し、また、一部失権により当初予定しておりました処分株式数等に変更がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。本件の詳細につきましては、上記お知らせをご参照ください。

記

1. 処分の概要の変更内容（変更箇所には下線を付しております。）

	変更後	変更前
(1) 処 分 期 日	2024年3月27日	2024年3月27日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 <u>492,675株</u>	当社普通株式 <u>565,575株</u>
(3) 処 分 価 額	1株につき9,712円	1株につき9,712円
(4) 処 分 総 額	<u>4,784,859,600円</u>	<u>5,492,864,400円</u>
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の執行役員その他の従業員 <u>16,189名 405,225株</u> 対象子会社の執行役員その他の従業員 <u>3,498名 87,450株</u>	当社の執行役員その他の従業員 <u>18,266名 457,125株</u> 対象子会社の執行役員その他の従業員 <u>4,338名 108,450株</u>
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 変更の理由

処分株式数等の変更は、本制度の適用対象となる対象子会社及び対象従業員の範囲が確定したことにより生じたものです。

以上